

宝達志水町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 5年度の人件費率
6年度	人 11,818	千円 12,157,296	千円 1,084,743	千円 1,212,513	% 10.0	% 11.9

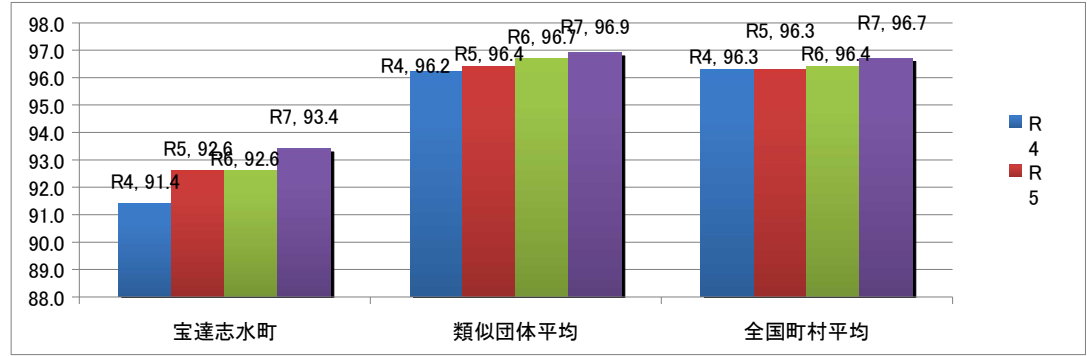
(注) 人件費には、職員に支払われる給与のほか、町長や町議会議員等の特別職に支払われる給料、報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり給与費 B/A	(参考) 類似団体平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	人 127	千円 459,806	千円 63,180	千円 188,121	千円 711,107	千円 5,428	千円 5,508

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、令和7年4月1日現在の普通会計に属する人数である。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以降支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由（給与制度又はその運用を踏まえ記載すること）

該当なし

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施] 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由）

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日
（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ平均1.5%引き下げ。（最大で△2.8%見直し率）
激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）経過措置（現給保障）を実施。他の給料表についても一般行政職給料表との均衡を踏まえ見直しを実施。

②その他の見直し内容

防疫等作業手当、夜間看護等手当について、国の人事院規則に準じて新設または見直し（令和2年3月1日）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1)職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
宝達志水町	43.7 歳	318,900 円	377,962 円	336,468 円
石川県	42.8 歳	328,154 円	422,510 円	360,858 円
国	41.9 歳	332,237 円	-	414,480 円
類似団体	41.4 歳	317,237 円	371,323 円	342,933 円

②技能労務職

区 分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均 年齢	平均給与 月額 (B)	A/B
宝達志水町	34.8 歳	3	249,700 円	278,400 円	262,233 円	-	-	-	-
	うち自動車運転手	*** 歳	*** 円	*** 円	*** 円	乗用自動車運転者	62	235,700	-
	うちその他技能労務職	*** 歳	*** 円	*** 円	*** 円	-	-	-	-
石川県	55.0 歳	111	302,157 円	346,191 円	314,677 円	-	-	-	-
国	51.3 歳	1,703	294,567 円	-	337,907 円	-	-	-	-
類似団体	52.4 歳	4	297,010 円	318,681 円	306,587 円	-	-	-	-

※個人情報の観点から、職員が1～2名の場合はデータを全て「*（アスタリスク）」とする。

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
宝達志水町	-	-	-
うち自動車運転手	***円	2,918,900	-
うちその他技能労務職	***円	-	-

* 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和4年～令和6年の3ヶ年平均)

* 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

* 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため国家公務員と同じベース(＝時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2)職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		宝達志水町	石 川 県	国
一般行政職	大 学 卒	220,000 円	220,500 円	220,000 円
	高 校 卒	188,000 円	188,500 円	188,000 円
技能労務職	高 校 卒	185,700 円	186,100 円	- 円
	中 学 卒	185,700 円	- 円	- 円

(3)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	293,400 円	337,100 円	375,200 円	382,000 円
	高 校 卒	264,200 円	- 円	- 円	359,600 円
技能労務職	高 校 卒	* * * 円	- 円	- 円	* * * 円
	中 学 卒	- 円	- 円	- 円	- 円

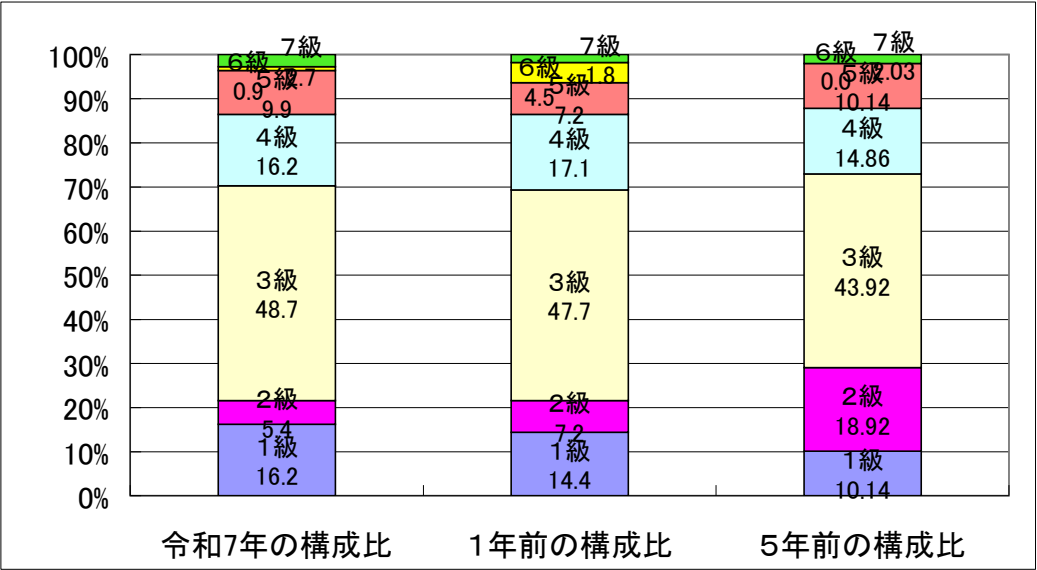
※個人情報の観点から、職員が1～2名の場合はデータを全て「*（アスタリスク）」とする。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

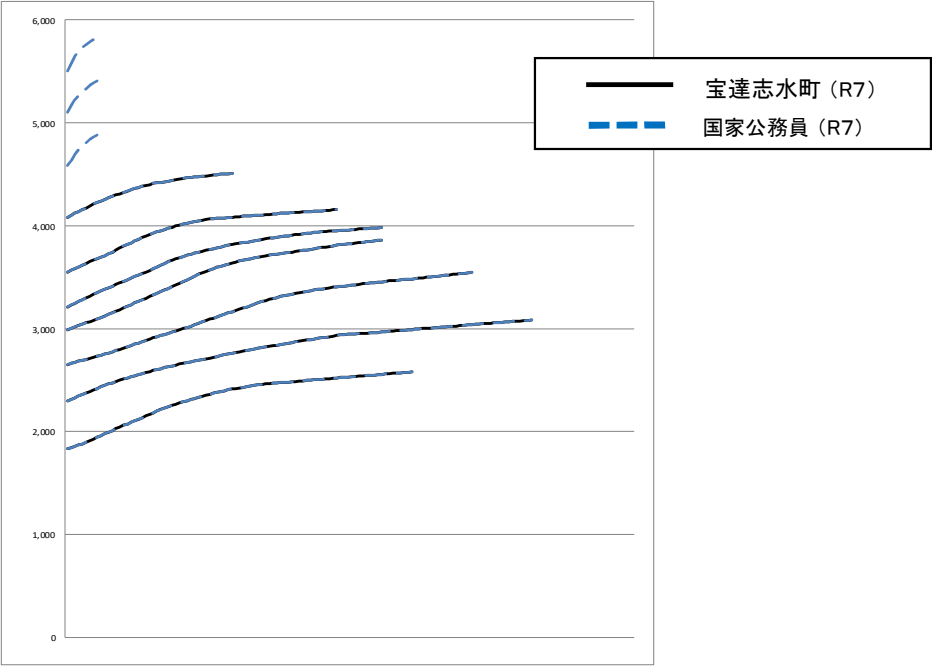
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	18人	16.2%	195,800円	268,300円
2級	主事	6人	5.4%	242,000円	316,800円
3級	主幹、主任	54人	48.7%	276,300円	364,200円
4級	課長補佐、次長	18人	16.2%	309,800円	396,500円
5級	課長、室長	11人	9.9%	332,600円	409,000円
6級	課長、事務局長	1人	0.9%	366,800円	427,000円
7級	課長	3人	2.7%	420,700円	463,000円

(注) 1 宝達志水町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2)国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3)昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（宝達志水町）

令和7年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○	○	○	○
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1)期末手当・勤勉手当

宝達志水町	石川県	国
1人当たり平均支給額(6年度) 1,583千円	1人当たり平均支給額(6年度) 1,730千円	—
(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.00) 月分	(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.00) 月分	(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 (1.40) 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.00) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況 (一般行政職)

令和7年度中における運用	管理職員	一般職員
イ 人事評価を活用している	○	○
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○
上位、標準の成績率		
標準、下位の成績率		
標準の成績率のみ (一律)		
ロ 人事評価を活用していない		
活用予定時期		

(2)退職手当 (令和7年4月1日現在)

宝達志水町	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年
勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分	勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分
勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分	勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分
勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分
最高限度 47.709 月分 47.709 月分	最高限度 47.709 月分 47.709 月分
1人当たり平均支給額 3,352 千円 20,940 千円	

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績(6年度決算)		25,284 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)		722,411 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(5年度)		16.3 %		
手当の種類(手当数)		5種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (5年度決算)	左記職員に対する支給単価
行旅死亡人等処置手当	行旅死亡人又は行旅病人の収容 作業に従事した職員	行旅死亡人又は行旅病人の 収容作業	0 千円	死亡人1万円、病人 3千円
医療業務手当	医療業務及び診療業務についての 調査、研究に従事する医療給料表 の適用を受ける職員のうち、町長の 定める職員	医療業務及び診療業務に ついての調査、研究	14,969 千円	予算の範囲内で町長が別に定 める額
防疫等作業手当	感染症の病原体に汚染されている 区域において患者の看護又は当該 病原体の付着した物件もしくは付着 の疑いのある物件の処理作業に従 事する職員	感染症患者等に接して行 う診療、救護、看護、検査、 搬送、病原体付着物等の 処理 作業等	0 千円	日額300円 (心身に著しい負担を与える作 業の場合は100分の100相当額 を加算)
放射線取扱手当	エックス線その他の放射線を人体 に対して照射する作業に従事する 職員	エックス線その他の放射線 を人体に対して照射する 作業	252 千円	月額7,000円
夜間看護等手当	病院に勤務する助産師、看護師又 は准看護師の師の資格を有する職 員及びこれらの職員の業務を補助 する職員	正規の勤務時間による勤 務の一部又は全部として 午後10時から翌日の午前 5時までの間において看護 等の業務に従事したとき。	9,823 千円	1 勤務時間が深夜22時から翌 朝5時まで 7,300円 2 深夜における勤務時間が4 時間以上 3,550円 3 深夜における勤務時間が2 時間以上4時間未満 3,100円
	病院に勤務する医療給料表の適用 を受ける職員のうち町長の定める職 員	正規の勤務時間以外の時 間において、勤務の時間 帯その他に関し町長が定 める特別な事情の下で救 急医療等の業務に従事し たとき。	240 千円	1回1,140円

(4) 時間外勤務手当

支給実績(6年度決算)	31,813 千円
職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	243 千円
支給実績(5年度決算)	49,998 千円
職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	368 千円

（注）職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（6年度決算）」と同じ年度の
4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）
であり、短時間勤務職員を含む。

(5)その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	支給実績 (6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (6年度決算)
扶養手当	○扶養親族のある職員に対して下記の区分により支給 ・配偶者 3,000 円 ・子 11,500 円 ・父母等 6,500 円 ・満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 5,000 円 (1人につき・加算額)	同	10,838 千円	221,183 円
住居手当	○借家・借間居住者 ・家賃が月額27,000円以下 家賃－16,000円 ・家賃が月額27,000円を超え61,000円未満 (家賃－27,000円)×1/2+11,000円 ・家賃が月額61,000円以上 28,000円	同	2,270 千円	252,222 円
通勤手当	○交通機関を利用して運賃等を負担している職員 ・運賃相当額が55,000円以内 全額支給 ・運賃相当額が55,000円超 55,000円 ○交通用具等を使用している職員 2～5km 2,000 円 5～10km 4,200 円 10～15km 7,100 円 15～20km 10,000 円 20～25km 12,900 円 25～30km 15,800 円 30～35km 18,700 円 35～40km 21,600 円 40～45km 24,400 円 45～50km 26,200 円 50～55km 28,000 円 55～60km 29,800 円 60km以上 31,600 円	同	7,351 千円	72,069 円
管理職手当	○管理又は監督の地位にある職員について、その特殊性に基づいて支給 給料表の別に、職務の級及び区分に応じて 29,600円～77,400円	同	8,031 千円	501,938 円
災害派遣手当	○災害対応対策又は災害復旧のために派遣された職員に対して支給 3,970円／日	同	—	—

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等				
給 料	町 長	760,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額			
	副 町 長	600,000 円	最高額	846,000 円 676,000 円	最低額 650,000 円 532,000 円	
報 酬	議 長	337,000 円	最高額	412,000 円	最低額	247,000 円
	副 議 長	285,000 円		330,000 円		193,000 円
	議 員	275,000 円		310,000 円		175,000 円
期 末 手 当	町長、副町長	(令和6年度支給割合)		3.5月		
	議長、副議長、議員	(令和6年度支給割合)		3.5月		
退 職 手 当		(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)	
	町 長	76万円×在職年数×(83.7/100+500/100)		17,744,480円	任期毎	
	副 町 長	60万円×在職年数×(83.7/100+220/100)		7,288,800円	任期毎	

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

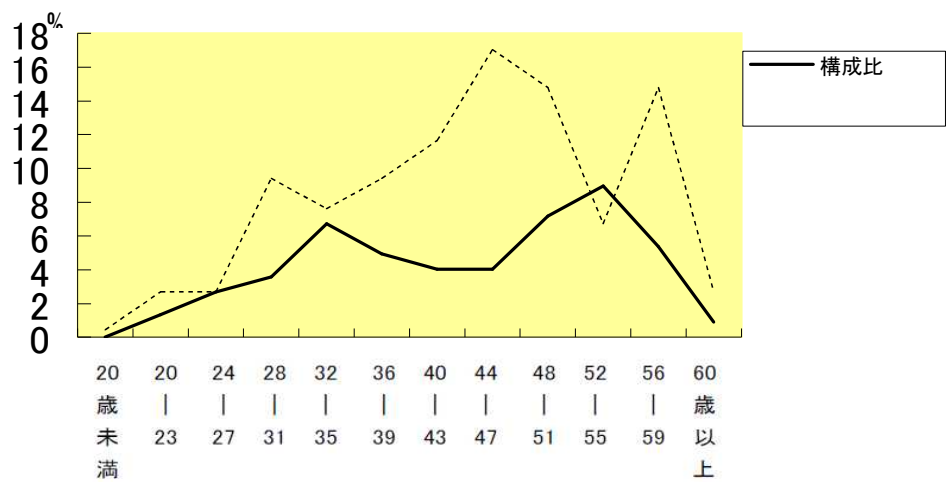
(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			令和7年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0	
		総 務	40	41	△ 1	職員配置の見直し
		税 務	9	9	0	
		民 生	26	24	2	職員配置の見直し
		衛 生	12	15	△ 3	職員配置の見直し
		労 働	0	0	0	
		農林水産	7	7	0	
		商 工	3	2	1	職員配置の見直し
		土 木	8	7	1	職員配置の見直し
	計	107	107	0	<参考> 人口1万人当たり職員数 89.06 人	
	教育部門	19	20	△ 1	職員配置の見直し	
	小 計	126	127	△ 1	<参考> 人口1万人当たり職員数 105.71 人	
公 営 企 業 計 等 部 門	病 院	74	75	△ 1	職員配置の見直し	
		水 道	3	4	△ 1	職員配置の見直し
		下水道	3	3	0	
		その他	9	9	0	
	小 計	89	91	△ 2		
合 計			215 [273]	218 [273]	△ 3	<参考> 人口1万人当たり職員数 181.45 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。
2 []内は、条例定数の合計です。

(2)年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	3人	6人	8人	15人	11人	9人	9人	16人	20人	12人	2人	111人

(3)職員数の推移

(各年4月1日現在)

部門別 \ 年度	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の増減数（率）	
一般行政	107	108	105	102	107	107	0	0.0 %
教育	22	21	22	23	20	19	▲ 3	▲ 13.6 %
普通会計	129	129	127	125	127	126	▲ 3	▲ 2.3 %
公営企業等会計	89	89	87	86	91	89	0	0.0 %
総合計	218	218	214	211	218	215	▲ 3	▲ 1.4 %

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

職員の服務等について

1 職員の勤務時間その他勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況（令和7年4月1日現在）

勤務時間	8：30～17：15（1週間の勤務時間 38時間45分）
休憩時間	12：00～13：00

(注)業務の性質により上記の勤務時間によることができない勤務箇所の勤務時間は上記以外の勤務の割り振りによります。

(2) 休暇の状況（令和7年4月1日現在）

職員の休暇については、「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」及び「職員の勤務時間、休暇等に関する規則」により定められています。

区分	事由	期間
病 気 休 暇	下記以外	90日の範囲内
	結核性疾患	1年の範囲内
	公務上又は通勤による負傷又は疾病	必要と認められる期間
特 別 休 暇	選挙権その他公民としての権利の行使	必要と認められる期間
	証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間
	骨髄移植のための登録又は提供に伴う検査、入院等	必要と認められる期間
	自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合	1の年において5日の範囲内
特 別 休 暇	結婚休暇	連続する7日(土日を除く)の範囲内
	産前・産後休暇	産前8週間・産後8週間
	生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のための授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内の期間
	産後パパ育休	子の出生後8週間以内において4週間までの期間
	男性の育児参加	1歳までの間で5日の範囲内
	出生サポート休暇	不妊治療に係る通院等5日 体外受精の場合は10日の範囲内
	生理休暇	2日以内の範囲内
	職員の妻の出産に伴う入退院の付添い等を行う場合	妻が入院する等の日から出産の日後2週間の期間内に2日
	小学校第3学年修了前の子を養育する職員が、子を看護する必要がある場合	1の年度において5日の範囲内
	父母、配偶者、子等の要介護者の介護をする職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年度において5日の範囲内
	忌引休暇	親族の区分により1日から7日の範囲内
	父母等の追悼のための特別な行事	1日の範囲内
	夏季休暇	6月から10月までの間に5日の範囲内
	地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	7日の範囲内
	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により勤務することが困難であると認められる場合	必要と認められる期間
介 護 休 暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母及び兄弟姉妹等を2週間以上にわたり介護するため、勤務しないことが相当であると認められるとき	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月の範囲内

2 職員の分限及び懲戒処分の状況

(令和6年4月1日～令和7年3月31日)

懲戒処分	免職	停職	減給	戒告
	0人	0人	0人	0人
分限処分	免職	降任	休職	降給
	0人	0人	5人	0人

※懲戒処分:職員に、法令等違反や全体の奉仕者である公務員としてふさわしくない非行があった場合などに、公務員関係の秩序を維持するため、制裁として行うもの。
※分限処分:公務の能率を維持し公務の適正な運営を確保するため、勤務実績が良くない場合や心身の故障により長期の休養を必要とする場合に、職員の意に反して行うもの。